

南九州市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市条例第16号

南九州市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

南九州市報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年南九州市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1 選挙長の項中「10,800」を「12,200」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,800」を「14,500」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300」を「12,800」に改め、同表開票管理者の項中「10,800」を「12,200」に改め、同表選挙立会人の項中「8,900」を「10,100」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900」を「12,400」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600」を「10,900」に改め、同表開票立会人の項中「8,900」を「10,100」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。